

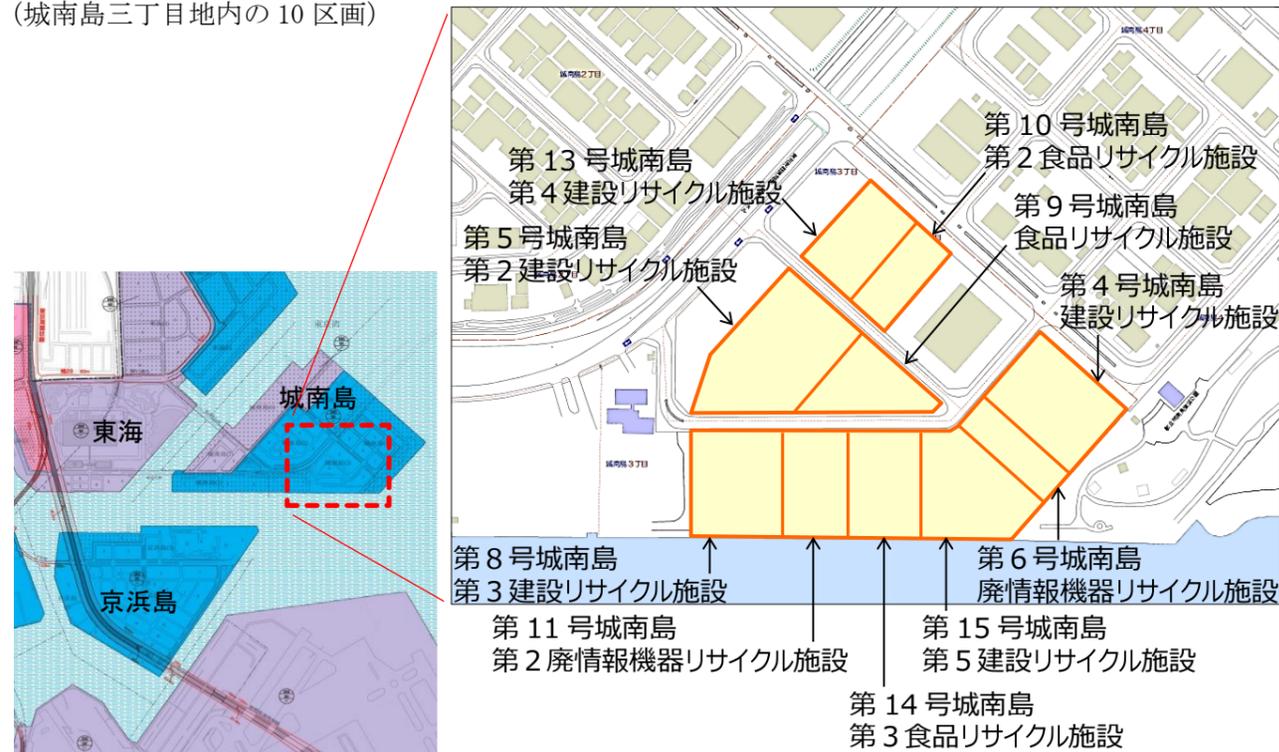
スーパーエコタウン事業に係る環境影響調査について

1 スーパーエコタウン事業の概要

廃棄物問題の解決と新たな環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、国の都市再生プロジェクトの一環として、東京臨海部の都有地において、民間事業者等が主体となり廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進めるものです。

2 スーパーエコタウン事業の位置

(城南島三丁目地内の10区画)



3 スーパーエコタウン事業の主な経緯

平成13年3月	都知事が、首都圏スーパーエコタウン構想などを含む「首都圏再生緊急5ヵ年10兆円プロジェクト」を国に提言
6月	都市再生プロジェクト(第一次決定)として、「大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築」を選定
平成14年4月	都が、事業公募要項を公表し公募を開始 (同年7月事業者選定) ゴミゼロ協議会が、施設整備のあり方などを記載した、最終とりまとめを公表
平成15年2月 ～	区都市計画審議会(第121回) ～
平成16年3月	区都市計画審議会(第127回) 計6回【7件(第4、5、6、8、9、10、11号)】
平成18年5月	都が、事業公募要項を発表し(第二次)募集を開始(同年7月事業者選定)
平成19年10月	区都市計画審議会(第136回) 【1件(第13号)】
平成20年10月	区都市計画審議会(第140回) 【1件(第5号の変更)】
平成25年9月	都が、事業公募要項を発表し(第三次)募集を開始(同年12月事業者選定)
平成27年1月	区都市計画審議会(第156回) 【1件(第14、15号)】
平成29年6月	スーパーエコタウン内全ての事業所が操業開始

4 区(都市計画審議会)の関与

産業廃棄物資源化施設は東京都が都市計画決定する案件であり、都市計画法第18条第1項の規定により、決定に際し都から区へ意見照会されている。

平成15年2月開催の都市計画審議会以降

個別の環境影響調査ではなく、「スーパーエコタウン事業全体に係る環境影響調査を早期に実施し、その調査結果を速やかに公開するべきである」等の付帯意見を付したうえで「適切である」旨の回答をしてきた。

平成20年10月開催の都市計画審議会

都が審議会の意見に対し適切に対応していないことから、「適切でない」ただし、「真摯に対応するということであるなら、本事業の推進について拒むものではない」旨の回答をした。

その後、都から「スーパーエコタウン事業全体に係る環境影響調査については、全施設が完成し、すべての事業活動が開始された時点で、都として実施し、それを速やかに公表します。」との回答を得ている。

5 環境影響調査の実施

本年6月にスーパーエコタウン内の全ての事業所が操業を開始したことから、東京都環境局より東京都環境影響評価条例、同施行規則及び同技術指針に準じて全体に係る環境影響調査を実施するとの報告があった。

主な調査項目

項目	環境影響要因
大気汚染	施設の稼働
	施設関連車両の走行
悪臭	施設の稼働
騒音・振動	施設の稼働
	施設関連車両の走行
水質汚濁	施設の稼働
土壌汚染	施設の稼働
景観	施設の存在
自然との触れ合い活動の場	施設の存在
廃棄物	施設の稼働
交通環境	施設関連車両の走行

6 スケジュール(予定)

平成29年冬～平成30年秋：調査期間(冬・春・夏・秋の4回)

平成30年度末：調査報告書の公表